

寝屋川市立東小学校いじめ防止基本方針

いじめは、今、全国的に重大な教育課題として大きな問題となっている。本校でもこれまで【いじめのない楽しい東小学校】を合言葉に、いじめゼロに向けて、児童会や教職員、保護者、地域で取り組んできた。当然のことながら、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、将来にわたって内面を深く傷つけ、心身の健全な成長及び人格の形成への重大な影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題であり、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、本校では、これからも全ての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置しない、いじめを許さない児童の意識を育成することに全力をあげて取り組む。学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、一人一人の児童を多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、児童の人格の健やかな発達を支援するという児童観、教育観に立って指導を徹底していくことで、いじめの発生・深刻化を未然に防いでいく。よって、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条に基づき、本校のいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針として「寝屋川市立東小学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）を定めるものとする。

また、学校基本方針は、保護者や地域住民が確認できるようホームページに掲載するとともに、入学式や年度初めの始業式等、全校集会などで周知する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

「一定の人的関係」とは、

学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童との何らかの人間関係を指すものである。

「物理的な影響」とは、

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、インターネット上で悪口の書き込み等があり、被害児童がそのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合でも、加害児童に対する指導等、適切な対応が必要となる。加えて、被害児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条に基づく「いじめ防止対策委員会（以下に

定義)」で情報共有する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等が、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
(法第8条)

3 いじめ防止対策のための組織

いじめ防止等の対策や対応と共に、いじめ防止等の取り組みの検証などを実効的に行う組織として、「いじめ防止対策委員会（以下、「対策委員会」という。）」を置く。その構成員は、校長・教頭・教務主任・学年主任・生活指導部部長・心力向上委員会委員長・学級担任・養護教諭・家庭教育サポーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとし、組織図については<別紙1>に示すものとする。

対策委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、生活指導部・心力向上委員会と連携し、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的に対応する。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、対策委員会が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員はささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て対策委員会に報告・相談する。加えて、対策委員会に集められた情報は、個別の児童ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、対策委員会は、より実効性の高い取り組みを実施するため、PDCAサイクルで学校基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直す役割も担う。

4 いじめ防止のための基本方針

(1) いじめの未然防止

いじめに向かわない態度・能力の育成等、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、道徳教育や心の集会、体験活動等、年間の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合える態度を育てる。

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取り組みとして、児童会が中心となって児童が自

主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの未然防止に資する活動の取り組みに努める。また、未然防止の基本として、運動会、林間学舎、修学旅行な

どの学校行事を通して、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、学校生活アンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、児童に対して、傍観者とならず、教職員への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

さらに、インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的に対処することができるよう、児童・家庭への啓発活動を行う。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識するとともに、いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知しなければならない。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、年3回の学校生活アンケートや、年2回の個人懇談の実施など、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携していじめを受けた児童の教育を受ける権利等が擁護されるよう配慮する。

なお、学校生活アンケートなどにおいて、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとって多大な勇気を要するものであることから、児童からの相談に対しては迅速に対応する。

上記(1)・(2)より、いじめの未然防止及び早期発見については、教育活動全体を通じて取り組むこととし、年間計画を<別紙2>に示すものとする。

(3) いじめへの対処

いじめの疑いやいじめが確認されたときは、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童からの事実確認と適切な指導などを対策委員会として行う。また、教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関との連携も行う。そのためにも、校内組織の整備に努めるとともに、教職員が平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深められるよう校内研修を充実させる。

いじめが確認されたときの措置は、以下の手順で行うものとする。

- ① 教職員は、いじめを発見し、または児童及び保護者等から相談・通報を受けたときは、対策委員会に速やかに報告する中で組織的に対応し、いじめの事実の有無を確認する。
- ② いじめが確認された場合は、すぐにやめさせ、いじめを受けた児童の安全を確保するとともに、その再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者への支援や、いじめを行った児童に対して、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、その保護者への助言を継続的に行う。
- ③ 校長及び教員は、いじめを行った児童に対して、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。必要ならば、いじめを行った児童を別室で学習させる等、い

じめを受けた児童等が安心して教育を受けられるような措置をとる。

- ④ いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置を行う。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合や、児童が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合は、速やかに教育委員会へ報告し、教育委員会の指導助言のもと、事実関係の調査を開始するなど適切かつ迅速に対処する。

調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を、いじめを受けた児童等及びその保護者に対して適切に提供する。

(5) いじめ解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする。）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。相当の期間が経過するまでは、被害・児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

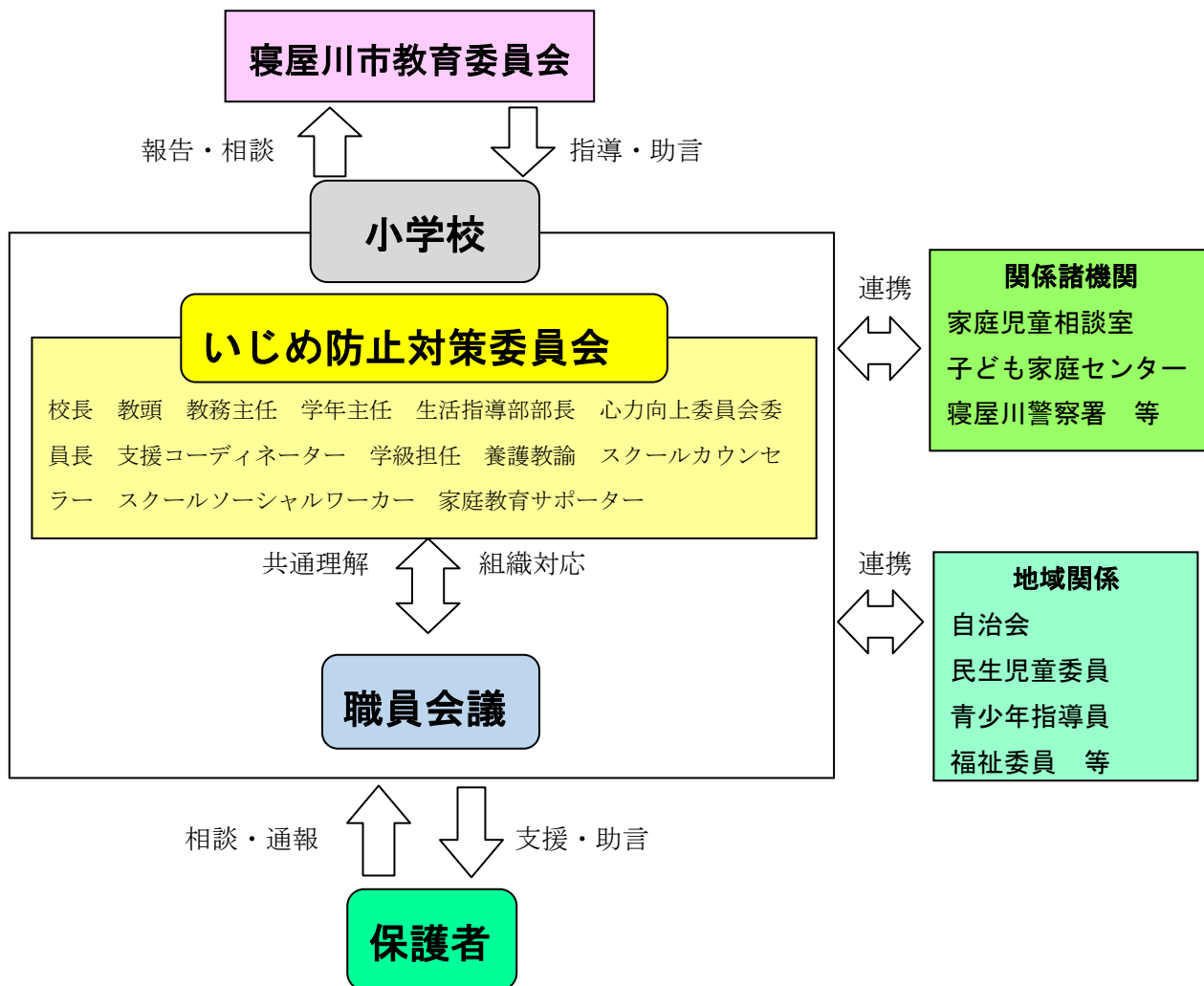
- ② 児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記①・②のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察する

学校組織図



<別紙2> いじめ防止のための年間計画

月	いじめ未然防止	いじめ早期発見	地域・PTA との協働
4月	1年生を迎える会	授業参観 学級懇談会 家庭訪問	
5月	心の集会・運動会・5年非行防止教室 道徳研究授業・(教職員研修)	授業参観	
6月	心の集会・遠足・5年林間学舎 国語科校内研究授業 (3・6年CAP)	アンケート	地区懇談会
7月	6年非行防止教室・校内夏季研修(いじめ・ 集団づくり・ピアメディエーション)	個人懇談	校区夜間パトロール 学校評議員会
8月	一中校区合同夏季研(いじめ・虐待・道徳研 修)	夏季中学校区研修会 校内研修会	
9月	心の集会・一中校区子育て講演会・遠足 6年一中クラブ体験 地域公開日曜参観・書写作品展		
10月	6年修学旅行・国語科校内研究授業・5年大 阪メチャハッピー祭		学校評議員会 PTA祭
11月	心の集会・4年音楽会 公開授業研究会	学校教育自己診断の実施	
12月		アンケート 個人懇談	校区夜間パトロール
1月	心の集会・6年一中見学会 書き初め大会		
2月	心の集会・見守り感謝集会・6年ハートプロ グラム・校区サミット(児童会)・入学説明 会(保護者)・国語科校内研究授業	アンケート	
3月	6年生を送る会 小中連絡会議		学校評議員会

※ケース会議及び校区ケース会議は随時開催する。 ※児童会で、朝のあいさつ運動を実施する。

※道徳の授業を保護者向けに年1回参観で公開する。

※「オープンな学校」として、適宜保護者・地域に学校での授業や集会等を公開する。

平成26年4月1日策定

平成31年4月8日一部改定

平成27年4月1日一部改定

平成28年4月1日一部改定

平成29年4月1日一部改定

平成30年1月15日一部改定

平成30年5月28日一部改定